

東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画（素案）

（平成30年度～35年度）

東大和市では、平成28年に平成29年度までの2年間の計画期間として東大和市国民健康保険第1期データヘルス計画を策定しました。

その計画期間が平成29年度末で終了することから、平成30年度から平成35年度までの6年間の保健事業にかかる施策の方向性を定めるために東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画を策定します。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

この計画は、東大和市国民健康保険被保険者の特定健康診査の結果や診療報酬明細書（レセプト）のデータを活用した医療費分析等により、被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化を目的とする効果的な保健事業を実施していくために、策定するものです。

2 素案の内容

東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画（素案）

3 素案に対する基本的な考え方

本計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき定めるものであり、市政の基本的方向と取り組み内容をまとめた東大和市総合計画 第二次基本構想（改訂） 第四次基本計画を、被保険者の健康の保持・増進や効果的な保健事業の実施の観点から具体的に展開していくものです。

4 素案の概要

第1章 計画策定について

1. 事業計画の背景と目的
2. データヘルス計画策定における基本方針
3. データヘルス計画の位置づけ
4. 計画期間

5. 実施体制・関係者連携

第2章 東大和市の特性把握と分析結果

1. 東大和市の特性把握
2. 医療情報分析結果

第3章 保健事業に係る分析と実施計画

1. 第1期データヘルス計画の各事業達成状況
2. 保健事業実施に係る分析結果
3. 分析結果に基づく健康課題の把握
4. 保健事業実施計画
5. 各事業の実施内容と評価方法

5 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

6 意見の提出期間

平成30年2月13日(火)から平成30年3月14日(水)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ(市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント)
- (2) 文書閲覧 市民部 保険年金課(東大和市役所1階2番窓口)

8 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先
市民部 保険年金課(東大和市役所1階2番窓口)

- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 市民部 保険年金課(東大和市役所1階2番窓口)

- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930
東大和市 市民部 保険年金課宛て
- ・FAX 042-563-5927
- ・電子メール hokennenkin@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成30年3月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。

なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。